

医療計画目次			現行計画からの主な見直し点、課題等	主な今後の方策	目標値(案)
大項目	中項目	小項目			
第3部 医療提供体制の整備	第1章 保健医療施設の整備目標	第3節 地域医療支援病院の整備目標	○時点修正	○ <b>地域医療支援病院</b> については、 <b>2次医療圏に1か所以上の整備</b> に努める。 ○地域医療支援病院の整備が早期に見込まれない医療圏については、病診連携の推進を図ることにより、地域医療支援機能の充実を図る。	○地域医療支援病院数 2次医療圏に1か所以上
	第3章 救急医療対策		○時点修正	○広域2次救急医療圏毎に医療資源等の状況が異なるため、第3次救急医療機関の病院群輪番制の参加も含めて、地域の実情に応じた第2次救急医療体制の構築について検討を進めていく。 ○ <b>2次医療圏に救命救急センターの複数設置</b> を進めていく。	○救命救急センターの整備 2次医療圏に原則として複数設置
	第4章 災害医療対策		○災害発生時の初動体制の確立を図ることを記述 ○全ての災害拠点病院においてBCPの考え方に基づいた災害拠点マニュアルの作成を目指していくことを記述 ○国指針に基づき、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣機能等を有する災害拠点精神科病院を指定し、災害時における精神科医療提供体制の充実を図ること、大規模災害発生時におけるコーディネート機能が十分に発揮できる連携体制の充実・強化を図ることを記述 ○体系図にDPAT及び災害拠点精神科病院を追加	○災害発生時には、迅速に対応できるよう初動体制の確立を図るとともに、被災者に対する医療、保健を長期にわたって活動できる医療体制の確立を図る。 ○ <b>全ての災害拠点病院及び災害拠点精神科病院</b> がBCP(事業継続計画)の考え方に基づいた <b>災害対策マニュアルが作成</b> されるよう指導していくとともに、これら以外の医療機関においても、初動体制を定めた災害対策マニュアルの作成を促す。	○すべての災害拠点病院が指定要件を満たす
	第5章 周産期医療対策	第1節 周産期医療対策	○「愛知県周産期医療体制整備計画」は「愛知県地域保健医療計画」と一体化し、今後は「愛知県地域保健医療計画」において計画を策定 ○国指針に基づき、災害時における周産期医療体制の構築、総合周産期母子医療センターと地域の精神科医療施設との適切な連携体制の構築を図る旨を記述	○総合周産期母子医療センターは、地域の精神科医療施設と連携して、精神疾患を有する母体に適切に対応する体制の構築を図る。 ○ <b>すべての2次医療圏に地域周産期母子医療センターの整備</b> を目指す。 ○実情に応じたNICUの整備に努める。 ○災害時における周産期医療体制の構築を図る。	○地域周産期母子医療センターの整備 全ての2次医療圏に設置
	第6章 小児医療対策	第1節 小児医療対策 第2節 小児救急医療対策	○小児重症患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児医療センターを中心に、PICUを有する医療機関との連携体制を充実・強化していくことを記述	○小児重症患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児医療センターを中心に、 <b>PICUを有する医療機関との連携体制の充実・強化</b> を図っていく。	○小児集中治療室(PICU)の整備 26床以上
	第7章 へき地保健医療対策		○国指針に基づき、へき地医療支援機構と地域医療支援センターが中心となり、地域の医療関係者と連携し、へき地医療対策を推進する。	○ <b>自治医科大学卒業医師の適切な配置の検討</b> をするとともに、 <b>義務年限終了後も継続して勤務し、へき地に定着するような対策</b> を検討する。 ○医師等医療従事者の不足に対応するため、 <b>へき地医療拠点病院から医師、看護師等の派遣</b> を推進する。	○代診医等派遣要請に係る充足率 100%
	第8章 在宅医療対策		○国指針に基づき、市町村が行う他職種連携の推進や、在宅医療に係る医療需要に対し、県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による検討を行っていく旨を記述	○在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション並びに在宅療養支援歯科診療所、訪問薬剤指導を実施する事業所を充実する方策について、医師会等関係機関と連携し進めていく。 ○退院支援を充実させるため、 <b>広域的な退院支援ルールの策定</b> を進める。 ○在宅患者急変時における <b>後方支援病床の確保</b> を進める。 ○在宅での看取りが可能な体制を確保するため、 <b>人生の最終段階における医療提供体制に関する検討</b> を進める。	現在、訪問診療を実施する診療所数 始め13項目について、調整中

次期愛知県地域保健医療計画（素案）について

医療計画目次			現行計画からの主な課題等	主な今後の方策
大項目	中項目	小項目		
第3部 医療提供 体制の整備	第9章 保健 医療従事者の 確保対策	1 医師、歯科医師、薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病院及び診療所に従事する医師数は、いずれも全国平均を下回っており、また、医療圏ごとくに偏在が見らる。</li> <li>○病院勤務医の勤務環境改善に向けた取り組みや、女性医師の離職を防ぐためのキャリア継続支援などさらなる対策が必要とされる。</li> <li>○歯科医師数について、医師と同様に地域によっては少ないところがあるなど偏在の問題がある。</li> <li>○かかりつけ薬剤師を育成するために、薬物治療等の基本的な知識の習得とともにコミュニケーション能力の向上を図る研修を、地域の薬剤師会等と連携しながら開催していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>病院勤務医の勤務環境改善に向けた取り組み</b>や、女性医師の離職を防ぐための職場環境の整備、また、<b>医師が不足している地域や診療科の病院勤務医の養成・確保</b>するための施策を実施する。</li> <li>○地域医療支援センター運営委員会等において新たな医師確保対策について検討を進める。</li> <li>○医薬分業、在宅医療の進展等に伴い、地域の需要に即したかかりつけ薬剤師の確保と質の向上を目指す。</li> </ul>
		2 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2025年に向けた「第8次看護職員需給見通し」を、平成30年度に国の全国推計と同様の手法により策定する予定。新卒就業者数が減少傾向にあるため、今後、必要な看護職員数を確保していくためには、再就業の促進や離職防止等の取組をより一層実施していく必要があるため、今後も、この需給見通しを踏まえて各種の看護対策事業を推進していく。</li> <li>○ナースセンターにおける求人登録件数は、平成28年度に10,310件となっている。今後も求人・求職間の条件面の格差などミスマッチの原因分析を行い、再就業の促進を図っていく必要がある。</li> <li>○少子高齢化などの社会環境の変化や医療の高度化・専門化の進展に伴う看護へのニーズの拡大及び臨床や教育の現場で必要とされている知識・技術に応じて、事業内容や回数、開催方法などを柔軟に改善していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 量的な確保</li> <li>○県立看護専門学校2校等では、引き続き資質の高い看護職員の養成に努める。</li> <li>○県内養成施設との連携強化・支援に努め、新卒就業者数の確保を図るとともに、看護職員の離職防止につながる事業を引き続き実施する。</li> <li>○<b>ナースセンターにおける就業促進事業の充実</b>に努める。</li> <li>○新人看護職員の離職防止のため、新人看護職員研修の助成を実施する。</li> <li>○看護職員の<b>離職防止・復職支援のため、病院内保育の充実、勤務環境の改善を支援</b>する。</li> <li>○訪問看護の充実のために、<b>訪問看護師の養成、資質の向上</b>に努める。</li> <li>(2) 資質の向上</li> <li>○看護教員等及び研修体制の整わない病院等の看護職員の質の向上に努めると共に看護教員の教育環境の充実に努める。</li> <li>○認定看護師等、高度な看護実践能力を有する人材の養成を支援する。</li> <li>(3) 普及啓発等</li> <li>○看護職への志望者数の動向に留意するとともに、看護対策の基盤として引き続き「看護の心」の普及啓発に努める。</li> </ul>
		3 理学療法士、作業療法士、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理学療法士及び作業療法士は、人口の高齢化の進展に伴い、今後ますます需要が多くなることから、質的、量的充実が求められている。</li> <li>○歯科衛生士の担う業務が多様化、高度化してきており、資質の向上が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療従事者が、緊密な連携を保ち、患者に適切な医療を提供する「チーム医療」に対応できるよう、資質の高い保健医療従事者の養成を推進する。</li> </ul>